

INDEX ー目次ー

はじめに	1
1 滋賀県の地勢	2
2 琵琶湖のあらまし	3
3 滋賀県の環境行政の枠組み	6
4 豊かで美しい自然環境の保全	8
5 健全な水環境の保全	18
6 快適な生活環境の保全	28
7 クリーンな新エネルギーの開発・導入	36
8 ゼロ・エミッションの取組の推進	37
9 確実な環境配慮の実践	42
10 新たな環境活動基盤の整備	49
11 地域における環境づくり	55
12 新滋賀県環境総合計画の点検・評価	57
13 滋賀県庁の環境負荷低減への取組	58
滋賀の環境のあゆみ	59

ー表紙ー

第15回「よりよい水環境づくりポスターコンクール」

優秀作品 栗東市立治田東小学校2年

徳久 舜哉 さん

本書の活用にあたって

●滋賀の環境 2009（平成 21 年版環境白書）は、滋賀県環境基本条例第 9 条に基づく年次報告書として、同条例第 12 条に基づき策定した「新滋賀県環境総合計画」の進捗状況も含め、滋賀の環境の現況ならびに県が環境の保全に関して講じた施策および講じようとする施策について公表するものです。

●ホームページの活用について

本冊子を補足する、より詳細な内容がホームページでご覧いただける箇所については **WEB** マークを記載しています。

●参考

過去の環境白書は

WEB <http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/hakusyo/> をご覧ください。

また、滋賀県庁県民情報室、各環境・総合事務所等行政情報コーナーや、県内各市町の図書館などで閲覧することができます。

主な法令・条例名等略称（略称は五十音順）

【略称】	【正式名称】
・「家電リサイクル法」	← 「特定家庭用機器再商品化法」
・「グリーン購入法」	← 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」
・「建設リサイクル法」	← 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
・「自動車リサイクル法」	← 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
・「水質汚濁防止法上乗せ条例」	← 「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」
・「地球温暖化対策推進法」	← 「地球温暖化対策の推進に関する法律」
・「富栄養化防止条例」	← 「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」
・「フロン回収破壊法」	← 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」
・「ラムサール条約」	← 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」

この冊子は、10,000 冊発行しており、そのコストは、総経費 2,302,000 円、1 冊当たり 230 円です。

（担当課：琵琶湖環境部環境政策課、電話 077-528-3353）

県では、こうした行政サービスの「直札」表示の取組を行っており、県ホームページでも紹介しています。

WEB http://www.pref.shiga.jp/gyokaku/price_tag.html

は じ め に

地球温暖化や資源の枯渇、希少な動植物の絶滅など、地球規模での環境問題が、年々深刻化しています。そして、その影響は滋賀県の自然環境や私たちの暮らしにも確実に現れはじめています。

琵琶湖では、在来魚の漁獲量の減少や、ブラックバスなど外来魚の繁殖、カワウの増加、水草の繁茂、新たな外来水生植物の侵入など、様々な課題を抱え、さらに、暖冬であった平成18年の冬には、「琵琶湖の深呼吸」と呼ばれる水の大循環が、例年より大きく遅れる現象も現れました。

琵琶湖は地球規模での大きな環境変化が現れる「予兆」を映し出す「小さな窓」で、今、この窓に映し出されているのは、「地球温暖化の危機」「資源浪費による危機」「生態系の危機」に直面している地球の姿です。私たちは、この小さな窓を通して発せられる重要なシグナルをしっかりと受け止め、適切に対応していかなければなりません。

県ではこれらの環境変化に対応し、「持続可能な滋賀」を実現していくための指針として、平成20(2008)年3月に「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定しました。私たちが目指すのは、平成42(2030)年までに、平成2(1990)年比で温室効果ガスを半減すること、そして、琵琶湖環境の再生です。

今後、このビジョンに沿って環境に関わる諸計画や施策を確実に進めていくため、環境行政の基本となる環境総合計画を改定します。

また、県が進める温暖化対策の大きな方針を明らかにする新たな条例の制定を検討するとともに、「温室効果ガス半減」という大きな目標を実現するため、そこに至る道筋を示す工程表を作成します。

さらには、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針となるマザーレイク21計画の第2次計画についても検討を始めています。

環境の問題は、私たちが便利で快適な暮らしを求め続けた結果、自然との関わりが遠くなり、関心を失ってしまったがゆえにその深刻さを増したともいえます。私たちは今一度、自らの暮らしと琵琶湖の関わり、そして地球との関わりの中で、今起こっている問題と向き合い、自分自身の問題として行動しなければなりません。

琵琶湖を預かる滋賀だからこそ培われた県民や事業者の皆さんの環境意識の高さは、持続可能な社会づくりの大きな推進力です。そのことに私たちは自信を持って、一人ひとりが危機を正しく理解し、解決に向けて主体的に行動することで、次の世代に確かな未来を引き継いでいきたいと思えます。

この環境白書が、県民・事業者の皆さんの環境保全や琵琶湖への関心と理解を深め、今後の活動に大いに活用していただけることを願っています。

平成21(2009)年9月

滋賀県知事

嘉田由紀子